

平成30年第3回広尾町議会臨時会 第1号

平成30年11月19日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第81号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第82号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第83号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第84号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について
- 8 議案第85号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 9 議案第86号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第87号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第88号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 12 議案第89号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 13 議案第90号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 14 議案第91号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について
- 15 議案第92号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について

○出席議員（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 渡 辺 富久馬 |
| 9番 小 田 英 勝 | 11番 旗 手 恵 子 |
| 12番 浜 頭 勝 | 13番 堀 田 成 郎 |

○欠席議員（1名）

- 10番 小 田 雅 二

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	章
兼会計管理者		白	石	基
兼出納室長		白	石	基
出納室長補佐		山	畑	貴
総務課長		白	石	基
総務課参事		松	田	典
総務課長補佐		沖	田	美
併総務課参事		西	内	努
併総務課主幹		折	笠	和
併総務課主幹		山	岸	一
企画課長		長	田	弘
企画課長補佐		宝	泉	大
住民課長		齊	藤	津雄
住民課長補佐		佐	藤	美
住民課長補佐		楠	本	美
兼住民課長補佐		村	上	子
保健福祉課長		山	崎	彦
兼老人福祉センター長		山	崎	彦
保健福祉課長補佐		佐	藤	美
地域包括支援センター長		菅	原	恵
健康管理センター長		村	上	子
兼養護老人ホーム所長		浜	頭	力
養護老人ホーム次長		金	石	義
特別養護老人ホーム所長		浜	頭	力
兼特別養護老人ホーム次長		金	石	義
農林課長		平		則
農林課長補佐		寺	井	真
兼町営牧場長		平		則
水産商工観光課長		雄	谷	裕
水産商工観光課長補佐		室	谷	宏
建設水道課長		小	川	司
建設水道課参事		北	藤	通
建設水道課長補佐		前	田	一
兼下水終末処理センター長		小	川	司
				浩

港 湾 課 長	森 谷	亨
国 保 病 院 事 務 長	渡 辺	人
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤	美
		裕

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原	康 博
管 理 課 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長 補 佐	及 川	隆 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸	達 也
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道	尚 子
社 会 教 育 課 長	早 川	修
社 会 教 育 課 参 事	奥 村	京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	早 川	修 子
兼 図 書 館 長	奥 村	京 子

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
事 務 局 長	西 脇	秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道	淳 一
総 務 係 長	保 坂	一 也
総 務 係 主 事	林	菜 々 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成30年第3回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち諸般の報告をしますが、議員の出欠であります、欠席、遅参の届け出はありません。
次に、本臨時会には、町長から議案12件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 第3回広尾町議会臨時会にご参集いただきましてありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
火災の発生についてであります。
9月定例会以降、1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。
11月14日午前1時ごろ、会所前5丁目、農協サイロ株式会社十勝港の事業所敷地内におきまして、

農協サイロから岸壁の間に設置された屋外ベルトコンベヤーのうち約40メートルが燃える火災が発生し、消防職員と団員合わせて51人が出動して消火に当たり、午前2時26分に鎮火しました。

この火災で建物、施設本体への延焼、負傷者等の発生はなく、火災の発生原因については現在調査中であります。

以上で、行政報告を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第81号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第81号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第81号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

議案並びに議案資料1ページであります。お手元の議案資料1ページ、ご用意いただきたいと思います。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員の期末手当の支給率について改正をするものであります。

お手元の資料で説明をさせていただきます。

期末手当の支給率の改正につきましては、現行の6月、12月の総支給率4.3月から0.05月引き上げまして、総支給率を4.35月に改正をするものであります。

お手元の表の一番下の議員さんの欄で説明をさせていただきます。

議員さんの欄の改正前、このところの支給率4.3になっているかと思えます。その下の表で改正後4.35月になっているかと思えます。このところで総支給率が0.05月アップするものであります。さらに、30年度の支給につきましては、上がった分を12月に上乗せをしまして、2.275とするものであります。31年度からは6月と12月を同じ支給率にするために、6月を2.175月、同じく12月を2.175月にして、4.35月にする改正についてであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第81号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第82号

1、議長(堀田) 日程第5、議案第82号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第82号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

議案資料3ページであります。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、特別職の期末手当の支給率について改正をするものであります。

議案資料で説明をいたします。

町長の欄をごらんいただきたいと思います。

区分の改正前、支給率であります。6月、12月合わせて4.4月になっております。それが、改正後につきましては、平成31年4月1日から4.45月、比較で0.05月アップするものであります。

なお、特別職にありましては、平成30年4月1日から平成32年4月29日までの間は特例期間となっております。6月2.075月、12月2.225月の支給率となっているところであります。

施行月日につきましては、平成31年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしく願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第82号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第83号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第83号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第83号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料6ページであります。

本案につきましては、人事院勧告に基づき給料表及び勤勉手当、期末手当の支給率改定及び宿日直手当の改定を行うものであります。

議案の資料のとおり、まず1番目、給料表の改定につきまして、行政職におきまして、1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定、その他については、400円の引き上げを基本に改定を行うものであります。

また、医療職についても行政職と均衡を基本に引き上げるものであります。

次に、資料の2の期末手当・勤勉手当の改定について説明をいたします。

この表で説明をいたします。この表の中で下線を引いてあるところが変更になるところであります。30年度、手当区分の勤勉手当であります。12月が括弧書きで現行が0.9月であります。それを0.95月に改めるものであります。それから、31年度以降につきましては、6月と12月を同じ支給率にするための改定であります。6月を1.3月、12月を1.3月、同じにして、月数は2.6、変わらない改正にするものであります。

次に、3番目の宿日直手当の改定についてであります。

通常の宿日直勤務は現行の4,200円を4,400円に、医師の宿日直勤務は現行の2万円を2万1,000円に、看護師等の宿日直勤務は現行の7,200円を7,400円に改定するものであります。

それぞれの施行月日につきましては、議案資料に記載のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第83号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第84号～日程第15 議案第92号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第84号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第15、議案第92号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第84号から議案第92号まで一括して提案理由を申し上げます。

主な補正内容につきましては、人事異動及び人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の補正並びに特別会計予算の補正による特別会計繰出金の整理及び財源内訳の補正であります。

議案書18ページの議案第84号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億4,437万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページの補正の歳入であります。

17款1項繰入金は、国鉄広尾線代替輸送確保基金繰り入れの整理であります。同款2項特別会計繰入金は、港湾管理特別会計繰入金の整理であります。

次に、歳出でありますけれども、各款におきまして人事異動、給与条例の改正に伴う人件費の追加及び今後の執行見込みによる整理を行い、予備費で財源調整したものであります。

2款1項総務管理費、11目広尾線転換促進関連事業費は、バス待合所の夜間警備委託料、それに係る通信費及び除雪委託料の追加であります。

続きまして、議案書の21ページ、議案第85号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの補正の歳出であります。

給与条例の改正に伴う人件費の追加及び一般会計繰出金の整理であります。

次に、議案第86号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,993万4,000円とするものであるとします。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの補正内容であります。

給与条例の改正に伴う人件費の追加であります。一般会計から繰り入れをするものであるとします。

次の議案第87号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億167万7,000円とするものであるとします。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの補正内容であります。給与条例の改正に伴う人件費の追加であります。一般会計から繰り入れをするものであるとします。

次に、議案第88号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億5,892万5,000円とするものであるとします。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページであります。補正の内容であります。人事異動及び給与条例の改正に伴う人件費の整理であります。一般会計から繰り入れをするものであるとします。

次に、議案第89号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ152万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億9,559万1,000円とするものである。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの補正内容であります。人事異動及び給与条例の改正に伴う人件費の整理であります。一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第90号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ83万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億8,105万2,000円とするものである。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの補正内容であります。人事異動及び給与条例の改正に伴う人件費の整理でありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

次に、議案第91号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものである。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款第1項医業費用から695万3,000円を減額し、同款第3項予備費に695万3,000円を追加して整理をするものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、695万3,000円を減額するものであります。

補正の内容でありますけれども、医業費用695万3,000円の減額につきましては、給与条例の改正及び確定見込みによる職員給与費の整理による減額であります。

次に、議案第92号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものである。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で第1款第2項営業外収益に62万8,000円を追加するものであります。

支出であります。第1款第1項営業費用に118万3,000円を追加するものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費であり

まして、118万3,000円を追加するものであります。補正の内容は、給与条例の改正に伴う他会計負担金の追加及び職員給与費の追加であります。

以上で、議案第84号から議案第92号までの補正予算について提案理由の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から水道事業会計までの9件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

一般会計から水道事業会計までの9件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案9件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第84号から議案第92号までの9件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第84号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第92号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第92号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第84号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第92号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて平成30年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時24分